

令和8年8月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和8年8月総会議事録

1 日 時 令和8年8月14日（火） 午前9時30分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件
議 案

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (1件)
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について (1件)
- 第3号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更について (1件)
- 第4号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について (1件)
- 第5号 農用地利用集積等促進計画の策定について (二段階方式1件)
- 第6号 農地利用最適化推進委員の辞任について (1件)

報告事項

- 1 土地現況証明報告（非農地証明）
- 2 公共事業の施行に伴う農地の転用について
- 3 農地法第4条の規定による許可処分の取消について
- 4 その他

- ・農地利用最適化推進地区別会議（全体会議）

8月24日（月） 午前10時00分から 市役所4階会議室

- ・次回総会 9月14日（月） 午前9時30分から 市役所4階会議室
- ・現地調査 9月 3日（木） 予定

4 出席委員（18人：議席順）

- | | | |
|----------------|---------------------|-------------|
| 1 番 大内 淳次 | 2 番 木村 友則 | 3 番 岡藤 英雄 |
| 4 番 西村 正 | 5 番 林 雅子 | 6 番 三浦 隆博 |
| 7 番 萩原 立己 | 8 番 中野 晴人 | 10 番 河野 八千代 |
| 11 番 宇野 政人 | 12 番 林 一志 | 13 番 長澄 智史 |
| 14 番 西村 志おり | 15 番 永尾 敏明 | 16 番 大汐 光晴 |
| 17 番 前田 善生 | 18 番 末永 恵子（会長職務代理者） | |
| 19 番 大田 寛治（会長） | | |

5 欠席委員（1名）

- 9 番 名和田 栄治

6 農業委員会事務局職員

事務局長	吉岡 雄二
事務局長補佐	坂倉 幸三
書記	秋本 佑美

6 会議の概要

議長

令和8年8月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

(挨拶)

議長

本日の付議事項は、議案6件、報告事項3件でございます。

慎重審議の上、決定をしていただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶といたします。

引き続き、7月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。

(会長行事報告)

議長

報告は以上でございます。

それではただ今から令和8年8月の総会を開会いたします。

在任する委員の総数は19名です。本日の出席委員数は18名、欠席委員は1名でございます。

よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規程により、本総会は成立をしております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。3番、岡藤英雄委員、4番、西村正委員。よろしくお願いいたします。

それでは議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは説明いたします。1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。

農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和8年8月14日提出、長門市農業委員会会長、大田寛治。

番号1。

土地の所在、大字●●字●●地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況共に畑、面積は63㎡。外1筆。全体面積143㎡。

譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。

譲渡人は、●●市●●▲番▲▲号、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、譲渡人から贈与の申し出があり、これを受諾した。譲渡人は、生活拠点が市外で、耕作・管理が困難なため譲受人に贈与することとした。

事務局長
補佐

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び2 ページをご覧ください。●●から東南東約 6km に位置する農地です。

また3 ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3 条第2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5 号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3 条第2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

引き続いて、当地区担当4 番、西村委員、補足説明をお願いいたします。

4 番

おはようございます。議案第1 号について、現地での報告を行います。

8 月3 日に、会長、事務局、推進委員の伊藤さんと現地に行きました。現地を確認したところ、譲渡人の●●さんは市外地に在住をされておられて、管理することがなかなかできない状況にあります。

この度、親戚であります、近所にお住まいの譲受人の●●さんは、当地区内で在住をされておられまして、贈与されるということでございます。私も、現地を見た限り、何の問題もないと思われま。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

議長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

続きまして、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局長
補佐

それでは説明いたします。2ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和8年8月14日提出、長門市農業委員会会長、大田寛治。

番号1。

土地の所在、大字●●字●●地番▲▲番▲。地目につきましては登記簿、現況ともに畑、面積は845㎡。外5筆。全体面積8,928㎡。

申請人は、●●市●●▲丁目▲▲番▲▲－▲▲号、●●さん。

転用の目的は植林です。

理由としまして、申請人は、長年耕作していないので、土地保全のために植林する。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び4ページをご覧ください。●●から南東約0.6kmに位置する農地です。

また、5ページには公図、6ページには土地利用計画図等を添付しております。

ここで農地の立地基準についてですが、「農地法審査基準」7ページをご覧ください。下段、(3)、申請地は、農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当していない、第2種農地となります。申請に係る農地等に代えてその周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められるため、農地法第4条第6項第2号が適用され、許可可能であると考えます。

次に、一般基準ですが、『農地法審査基準』11ページから12ページをご覧ください。なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、金融機関の残高証明書の提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から令和9年9月30日までに完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業

事務局長 補佐	計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。 次に（２）被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下しつつ地下浸透し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。 最後に（３）農業上の効率的かつ総合的な利用の確保ですが、申請地は地域計画の区域にも指定されておらず、今回の転用により地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずるおそれはないと考えます。 以上のことから、本案件につきましては、農地法第４条第６項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	引き続いて、当地区担当は、私、１９番、大田でございますので、補足説明をいたします。 ８月３日に、事務局、濱村推進委員、私とで現地調査を行いました。本年２月に、農振除外申請が出され、現地調査を行った農地でございます。今後は植林を行うということで、農地申請が出されたもので、何ら問題はないと思われますので、皆様の審議の程、よろしくお願いいたします。
議長	事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。 本件について、ご質問、ご意見はございませんか。
議長	大汐委員、どうぞ。
１６番	１６番、大汐です。 ちょっと教えていただきたいんですが、これ植林になってますが、何を植えられるか、ご存じでしょうか。
事務局長 補佐	お答えします。申請書には、クヌギ等の広葉樹を植えられるということになっております。
１６番	私も向津具の方で、こういう案件がたくさんあるので、ちょっと提案できるかなと思ってお聞きいたしました。ありがとうございます。
議長	木村委員どうぞ。
２番	２番、木村でございます。 なかなかこの案件は、珍しいかなと自分では思ったんですけど、植林と

2 番 いうことで、さっきクヌギと言われましたが、この元々は原野、田・畑なんですけど、植林することによって後々、木を伐採するとか、年々あると思うんですけど、この場合、地目の変換とか、田の場合でよろしいのかどうか、ちょっと教えていただきたいんですけど。

議長 事務局、お願いします。

事務局長
補佐 はい、お答えいたします。
先ほどの大汐委員からのお話の続きになりますが、この●●さんというのが今、●●県に住んでいらっしゃるということで、この自分の農地をかつての日本の原風景のような、トトロに出てくるような森にしたいという夢をお持ちということで、6 年から 7 年位前からお話はいただいていた件です。
地目の変更ということになりますが、まずは農地転用許可が下りた農地に植林をいたします。この場合は、まだ根付いていませので、地目は田・畑のままです。これが、いずれ 10 年、20 年して、5 年、10 年ですかね、木が根付いて、育成がある程度進んで、見た目が山だなというような状況になった場合に、今度は農業委員会に対して現況確認申請という申請をしていただきます。ここでまた、事務局、会長、地区の担当委員さん含めて現況を見に行って、これはもう間違いなく山だなということで確認ができましたら、現況確認書という書類をお出しして、それをもって課税地目が山になると、あとはその確認書を持って法務局に行って地目の変更手続きをしていただくと、最終的に登記も山になるという流れになります。
ですから、5 年、10 年スパンの話ということにはなってきます。

2 番 わかりました。ありがとうございます。

議長 ちょっといいですかね。その件についてはですね、●●さんの方にも口頭なり、文書でお知らせしているわけですか。

事務局長
補佐 この 5 年、6 年ずっとお話しておりますので、その中でお話しておりますが、今回許可が出たということで、改めてお知らせをしたいと思っております。

議長 はい、よろしくお願いします。
他に質問はございませんか。

4 番 4 番の西村です。

4 番	ちょっと事務局の方にお伺いしたいんですけど、植林ということになると、例えばですよ、その地域が国定公園内とか、そういう場合は、田んぼがあったり畑があったりしても木が植えられますかね。 国定公園とか、長門市の場合は、場所的にないですかね。
事務局長 補佐	いや、長門市内、海岸線沿いは国定公園に指定されております。 あとは、何種地域になるかというところで転用の可否が決まってくるので、例えば特別地域であれば、かなり厳しい規定がかけられます。 この部分に関して、この地域では問題はないということになります。
4 番	わかりました。ありがとうございました。
議長	他にご意見はありますか。 ないようですので、採決をいたします。 本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手多数)
議長	挙手多数であります。 よって、本件は山口県農業会議に意見を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。 続きまして、議案第 3 号「地域農業経営基盤強化促進計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局長 補佐	それでは説明いたします。3 ページをご覧ください。 議案第 3 号、地域農業経営基盤強化促進計画の変更について。 農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定により、長門市地域農業経営基盤強化促進計画を一部変更することについて、意見決定を求める。 令和 8 年 8 月 14 日提出、長門市農業委員会会長、大田寛治。 この議案第 3 号につきましては、市が地域計画に関して計画変更を行うにあたり、長門市農業委員会の意見を求められているものです。 番号 1、重要変更、地域計画の区域からの除外となります。 土地の所在、大字●●字●●地番▲▲番▲、現況地目は田。 台帳面積 873 ㎡。うち、変更面積 873 ㎡です。 申請者は、●●▲▲番地、●●さん。除外の理由は、太陽光発電施設設置用地として売却する計画があり、農地転用許可申請を予定しているため。 申請地につきましては『議案位置図等添付資料』1 ページ及び 7 ページをご覧ください。●●から北東約 1.3km に位置する農地です。

事務局長 補佐	また、8 ページには公図を添付しています。 申請地は、地域計画において今後検討をすることに位置付けられている農地で、地域計画の目的達成のための支障にはならないものと考えます。 また、中山間直接支払制度及び多面的機能直接支払制度等の対象にもなっており、問題はないと認められます。 次に、計画変更後の転用についてですが、申請地は第 2 種農地となりますが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号が適用され、転用可能な案件であると考えます。 以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたら挙手の上発言をお願いします。併せて、本件について、質問、御意見がございましたら、挙手の上発言をお願いします。 (補足説明・意見・質問なし)
議長	質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。 本件農地を長門市地域農業経営基盤強化促進計画の区域から除外することに同意される方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数であります。 よって、本件は、同意すると決定をいたします。 続きまして、議案第 4 号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局長 補佐	それでは説明いたします。4 ページをご覧ください。 議案第 4 号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について。 農業経営基盤強化促進法施行規則第 6 条において準用する同規則第 2 条の規定により、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を変更することについて、意見決定を求める。 令和 8 年 8 月 14 日提出、長門市農業委員会会長、大田寛治。 この議案第 4 号につきましては、市が農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更を行うにあたり、長門市農業委員会の意見を求められているものです。

事務局長
補佐

本件に関しましては、長門市農林水産課の担当者であります、井上農業振興班長からご説明をいただきます。

井上農業
振興班長

皆さん、おはようございます。農業振興班長を仰せつかっております、油谷・伊上地区の出身でございます、井上でございます。よろしくお願いいたします。それでは、座ってご説明させていただきます。

それでは、お手元に「議案4号参考資料」という新旧対照表なるものと、それから本日追加でお配りをさせていただきましたが、改正点の概要ということで二枚物がお手元にあるかと思えます。こちらの方で、かいつまんでご説明させていただければと思います。

まず、この農業経営基盤強化法でございますけれども、主に担い手の育成、それから農地の集積・集約化、そして最近ではですね、地域計画という、こうしたもの全てをつかさどっている法律ということで、歴史も長いわけでございますけれども、こちらの法律に基づいて、県が5年ごとに向こう10年間を見通した農業のあるべき姿を描きながら、それに基づいて施策を推進していく、その基本方針なるものを策定していくとなっております。

その県が策定した基本方針に準ずる形で、市は基本的な構想というものを策定しながら、認定農業者制度、あるいは新規就業者制度、あるいは農地の利用集積なんかの推進事業を実施するというところで、その基本的考え方を定めようというものでございます。

こちらについて、5年に一度改正することとなっておりますけれども、令和3年の改正以降、基盤強化法自体の改正が令和5年にありましたので、5年に改正して以降3年ぶりの改正ということになっております。

その具体的な内容でございます。参考資料の1ページから開いていただければと思います。見直しの概要でございますけれども、まず農業の現状と課題というところの認識を再整理というところでございます。1ページ目の上段から中段くらいにかけてのところになります。近年の農業情勢を踏まえて、現状認識の再整理ということになっております。これまで、約20年くらいかけて農業法人の育成ということに非常に力を入れてきましたし、また育成に伴って農地の利用集積もどんどん進んでいるということで、ようやく担い手の集積が50パーセントをちょっと超えたくらいまで進捗をしている状況であります。

しかしながらですね、そうした法人への農地集積は着実に進む一方で、農業法人のオペレーターさんの高齢化というものが避けて通れない状況にありまして、法人が解散するというケースが出てきているという中にあります。

そんな中で、一昨年、地域計画を策定しましたがけれども、やはり農地を預かりたいという法人・担い手の方よりも、圧倒的に預けたいという出し手の方がやっぱり多いという現状が明らかになったところでございます。今後、更なる高齢化の進展により、一斉に高齢者の方がリタイアされるということが懸念される中、更なる担い手の育成を行っていく必要性があるということを追記しております。

そして、そうした課題に対しての、今後の農業振興の目標という部分でございますが、1 ページ目の下段の部分になります。こちらの方で、地域計画に基づく地域農業の再編、あるいは近年進めておりますスマート農業の推進等、県の方針に基づきながら追記をしているというところでございます。

具体的には、地域計画を踏まえた産地づくり、あるいは農地集積の更なる加速化、そしてスマート化による生産性の向上、こうしたものを推進していくということで追記しております。

更に、優良農地の確保と秩序ある土地利用に向けて必要な基盤整備も推進していくというところの大きな目標を掲げているところでございます。

その中で、2 ページ目から3 ページ目にかけてになります。2 ページの一番下のところに、担い手の育成に関する部分で、集落営農法人の育成と経営の安定化、それから承継ですね、こうしたことが今、非常に課題になっているということで、市内外から多様な経営体の育成・確保なんかを、これも県の方針に基づいて追記をしているということでございます。

具体的には、2 ページ目の一番下のところで、地域計画の実現に向けまして、法人等の中核経営体の育成はもとより、農地の集積・集約化、あるいは機械・施設の設備の支援をしっかりとしていくというところを追記しております。

そして3 ページ目にいきますと、これまで農業法人の連合体というものを長門市内に三つ整備しているわけでございますが、そうした連合体のみならず経営体間の再編あるいは統合、こうしたものもしっかりと進めていきたいということも追記しております。

更には、農地所有適格法人以外の法人による農作業受託あるいは農業経営を行えるような、そうした農業参入も支援をする必要があろうということで、記載をしております。

そして、私が先ほどから触れておりますけれども、やはり農業法人の若返りということで、こちらは6 ページ目の上段のところに記載をしているわけでございますけれども、しっかりアグリながと等で担い手を育成しながら、しっかりこれを農業法人の後継として送り込んでいきたいなというところの思いをのせているところでございます。

それから、経営指標でございますが、こちらについてはちょっと戻っていただいて 3 ページ目の中段のところになります。認定農業者の標準的な所得となる水準を満たすべく、平均的なモデルということということで、今、長門市では、所得として農業所得が概ね 260 万、年間の労働時間が 2,000 時間程度ということしておりますけども、こちらの方については、この度は据え置きということでしょうと思っております。

一方で、県の方は、見直しということで、現状 350 万程度だったものが、今後は 380 万以上を目指そうということとなっておりますけど、長門市では直近で調べたところ、認定農業者の平均が 205 万程度ということで、今、目標としては概ね 260 万ということで、6 割かけたらそのくらいになるというところとなっております。あくまでも平均というところでございますので、近年法人化も進んでいますし、例えば養鶏業なんかだったら 500 万から 700 万あがることもありますし、稲作でももう法人化されて 400、500、600 というところもありますし、あくまでも平均ということで、今後底上げをしていかななくてはいけない、新しい方も育成していかなければいけないというところもありましてですね、ここは据え置く中で、より高いところを目指していければという風に思っております。

それから、認定新規就農者の所得の部分でございますけども、こちらも据え置きということで、認定農業者の方の 6 割を目指そうということで、認定新規の方は始めてから 5 年以内ということで、まだまだ生産部数ができる途中という部分がありますので、こうした部分を据え置いて引き続き目指していこうということになっております。

それから、その所得水準を満たすための基本的な営農類型という部分で、7 ページから 8 ページにかけて表があります。標準的な、このくらいあれば、やれば満たすであろうというところをですね、作成しております。

その中で変更点があったものでございますけれども、「水稻＋作業受託」表の一番上になりますが、こちらの方が 900 a から 1,100 a に増やすというところがあります。

それから、「水稻＋作業受託＋なす＋はなっこりー」という部分が、最近その類型がないということで、こちらの方は削除ということにしたいなと思っております。

それから、「いちご＋すいか」という部分で、いちごの生産量が、単収が増えてきているという中で、12 a から 11 a に縮小というところがあります。

最後に、「水稻、大豆、たまねぎ、はなっこりー」についても、削除というところで、近年例がないということになっております。

それから、併せて新規就農者の方の目標営農類型ということで、8 ページの一番下から始まりますけれども、「いちご」の部分で、先ほど申し上げた面積が少し減っているというところと、「いちごとすいか」のモデルとい

うのがないという中で、これを削除ということにさせていただいております。

そして9ページから10ページのちょうど間のところになります。こちらについてはですね、農業を担う者の確保及び育成に関する事項という部分で、これまで担い手の方が大規模経営になるように、どんどん施策を推し進めてきた、国・県・市一緒になって施策を推し進めてきたというところもありますけども、県の方針にこの度書かれていたのが、やっぱり大規模ばかりでも、現場の農道水路とか、そうしたものの管理とかも含めて、なかなか難しいよねというお声が聞こえているのも事実でございますが、そうした中で、小規模農家や兼業農家も一定の役割を果たしながら、農地の保全、集落機能の維持というものをしっかり推進していくということで、農村づくりといった概念になろうかと思えますけれども、こうしたものもこの度新たに盛り込みたいなという風に思っております。

それから11ページになります。11ページの上のところになりますけども、農地の利用集積の目標ということで、前回の改正まで国が80パーセントを目指そうということで、全国一律にやっていたんですけど、なかなか長門市の実情でも農地集積が50パーセントというところで、なかなかその80までというのはだいぶあるなという中で、県も含めて現実的なところの数字に戻そうというお話がありまして、県に合わせる形で60とおいております。現状が50ですので、60までたどり着くのにももうちょっと時間がかかるかなと思っております。地域によっては60を超えるようなところもあるんですけども、まだまだのところもありますので、その中で山口県の平均が35パーセントくらいだと伺ってますので、長門は割と50ですので、県平均よりはかなり進んでいるというところもありますので、引き続きこちらについては目標を持ってしっかり進めていきたいというところでございます。

そして、あとはですね、13ページから20ページ、そして、26ページから32ページについては、基盤強化法の経過措置期間の終了ということで、何かというと、これまで基盤強化法に基づいて農地の利用集積計画、利用権の設定ですね、こちらの方を行っていたんですけども、現状では中間管理機構の一本になったということがありますので、経過措置期間の終了ということがありますので、その部分の記載は全て削除ということで、ごっそりのけております。

こうしたものがですね、この度の構想の主な改正点ということで、県の方針も踏まえながら、また市の現状、それから今後行っていくべきこと、そうしたものを踏まえて、こういった記載にしております。

この改正案についてはですね、本日農業委員会の方にご相談をさせていただいておりますけども、農協さんとか関係機関に意見照会を行っており

井上農業 振興班長	ますので、そういったご意見を反映させながら、流れとしましては、今後県に相談をして、最終的には9月中には策定ということで予定をされております。 以上、すみません、少し長くなりましたけれども、基盤強化法の説明ということで、させていただきました。
議長	本件について、質問、御意見がございましたら、挙手の上発言をお願いいたします。 (補足説明・意見・質問なし)
議長	質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。 本件、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を変更することに同意される方は挙手をお願いいたします。 (挙手多数)
議長	挙手多数であります。 よって、本件は、同意すると決定をいたします。 続きまして、議案第5号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局長 補佐	それでは説明いたします。5ページをご覧ください。 議案第5号、農用地利用集積等促進計画の策定について。 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画を策定することについて、意見決定を求める。 令和8年8月14日提出、長門市農業委員会会長、大田寛治。 令和8年8月31日の公告となります。 二段階方式による利用権設定です。使用貸借が日置地区1件1筆、1,876㎡となります。 詳細につきましては6ページから7ページをご覧ください。 中間管理事業法第18条第5項に定めてあります、計画の内容が基本方針等に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事すること等の計画要件を満たしていると考えます。 以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長	議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等、また、議案全体について質問、ご意見等ございましたら、挙手の上発言をお願いします。 (補足説明・意見・質問なし)
議長	質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。 本件に同意することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手多数)
議長	挙手多数であります。 よって、本件は、同意することに決定をいたしました。 続きまして、追加議案第 6 号「農地利用最適化推進委員の辞任について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局長 補佐	それでは説明いたします。追加議案書をご覧ください。 追加議案第 6 号、農地利用最適化推進委員の辞任について。 農業委員会等に関する法律第 23 条の規定により、下記農地利用最適化推進委員の辞任願の提出があったので、意見決定を求める。 令和 8 年 8 月 14 日提出、長門市農業委員会会長、大田寛治。 三隅下地区の農地利用最適化推進委員、宮本委員が先月末から入院して病氣療養中と息子さんから申し出がありました。容態をお伺いしたところ、今後の見通しも立たず農業及び委員の任を継続することも困難とのことで、令和 8 年 8 月 3 日付けで辞任願の提出がありました。 農業委員会法第 23 条には、推進委員は、正当な理由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる、とあります。 宮本委員はご病気により日常生活の目途もたたない状態であり、正当な理由であると考えられます。今回、宮本委員の辞任について同意をいただくとともに、後任の委員について公募をするものです。以上です、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。
議長	議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等、また、議案全体について質問、ご意見等ございましたら、挙手の上発言をお願いします。 (補足説明・意見・質問なし)

議長	質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。 本件に同意することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手多数)
議長	挙手多数であります。 よって、本件は、同意することに決定をいたしました。 議事については以上となります。 引き続きまして、報告事項に入ります。 報告事項 1 について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	それでは説明いたします。8 ページをご覧ください。 報告事項 1、土地現況証明報告です。 番号 1。 土地の所在、大字●●字●●地番▲▲番▲。 登記地目は畑、面積は 438 m²。 申請者は、●市大字●●▲▲番地▲、●●さんです。 令和 8 年 8 月 3 日に、会長、宇野委員、事務局とで現地を確認しました。 現地は原野化しており、農地として再生利用が困難な状況であったことから、同日付けで非農地として証明しております。 外 2 件の現況証明をしております。 報告事項 1 については以上でございます。
議長	ただ今、事務局より報告事項 1 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。 (質問・意見なし)
議長	続きまして、報告事項 2 の説明をお願いします。
事務局長	それでは説明いたします。9 ページをご覧ください。 報告事項 2、公共事業の施行に伴う農地の転用についてです。 番号 1。 土地の所在、大字●●字●●地番▲▲番▲、登記地目は田、登記面積は 1,408 m²。外 1 筆。合計面積 1,810 m²。うち、一時転用面積が 1,810 m²。 届出人は、●●です。 内容としましては、「農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）●●第▲地区」施行に伴う盛土材等の仮置き場として一時転用

事務局長	するというものです。令和 8 年 8 月 3 日に受理しております。 報告事項 2 については以上となります。
議長	ただいま、事務局より報告事項 2 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。 (質問・意見なし)
議長	続きまして、報告事項 3 の説明をお願いします。
事務局長	それでは、説明をいたします。10 ページをご覧ください。 報告事項 3、農地法第 4 条の規定による許可処分の取消についてです。 番号 1。 土地の所在、大字●●字●●地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況共に田、登記面積は 1,987 m²。 申請者は、●●▲▲番地▲、●●さんです。 理由としましては、建築コストの増加及び近隣住民の理解が得られず、事業実施が困難となったため。令和 8 年 7 月 7 日に許可を取り消しております。報告事項 3 については以上となります。
議長	ただいま、事務局より報告事項 3 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。 (質問・意見なし)
議長	報告事項は以上となります。 続きまして、事務連絡等がありましたらお願いします。
事務局長 補佐	それでは、事務連絡をいたします。 次回の農業委員会定例総会ですが、9 月 14 日(月) 9 時 30 分から長門市役所本庁 4 階会議室で開催いたします。 なお、現地調査につきましては 9 月 3 日(木)を予定しております。該当する委員の皆様には、後日事務局から集合時間等連絡しますので、ご立会をよろしくお願いいたします。 また、令和 8 年度第 2 回農地利用最適化推進地区別会議(全体会議)を 8 月 24 日(月) 10 時から長門市役所本庁 4 階会議室で開催いたします。ご参加をよろしくお願いいたします。

事務局長
補佐

それから、農地利用最適化推進委員の欠員補充についてです。本日、追加議案 6 号において宮本推進委員の辞任が承認されましたが、残存任期が 3 年近くございますので、改めて公募をしたいと考えております。

8 月下旬から 9 月下旬に公募を行い、候補者選考委員会、定例総会での議決を経て委嘱という流れとなります。三隅地区の委員の皆様にはお手元に募集要項をお配りしておりますが、後任人事の掘り起こしにご協力をいただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それから最後に、互助会費 5 千円、全国農業新聞の申込書等、お持ちになっている委員さんにつきましては、総会が終わった後、事務局までご提出いただけたらと思います。

事務連絡については以上となります。

議長

全国農業新聞は、新任の委員さんにつきましては、なるべくとるようにお願いしたいと思います。

それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。

ご苦労様でした。

終了時間 午前 10 時 23 分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和8年8月14日

長門市農業委員会会長 大 田 寛 治

議事録署名委員 岡 藤 英 雄

議事録署名委員 西 村 正